

国の休暇取得支援制度を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応に関するお願い

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等における全国一斉の臨時休業に関する文部科学省通知に基づく、県内の学校設置者による臨時休業等への対応として、県内事業所における従業員の皆様の柔軟な働き方への配慮については、2月28日付けで既にお願い申し上げたところです。

今般、3月2日に、国が『新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）』を設けることを公表しました。

具体的には、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の特別休暇等を取得させた事業主に対し、休暇中に支払った賃金相当額（上限：8,330円/日）に応じた助成金を支給するものです。

この支援対象は「臨時休業した小学校等に通う子の保護者」、「風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子の保護者」とされています。

県としては、現在、その保護者の対象範囲の拡大を要請しているところです。

つきましては、助成金を活用した特別休暇により、従業員の皆様それぞれの事情に応じた、御配慮をいただくよう、傘下の事業主の皆様にお伝えいただきますよう御協力をお願い申し上げます。

なお、特別休暇の規定整備に要する経費への新たな助成制度も国により設けられることを申し添えます。

令和2年3月5日

島根県商工会議所連合会	会頭	田部 長右衛門	様
島根県商工会連合会	会長	石飛 善和	様
島根県中小企業団体中央会	会長	杉谷 雅祥	様
島根県経営者協会	会長	久保田 一郎	様

島根県知事 丸山達也

